

社会福祉法人愛和福社会中期計画

1 はじめに

この計画は、社会福祉法人愛和福社会（以下「法人」という。）における中期計画（2017年度～2021年度。以下「前期計画」という。）が2021年度をもって終了することから、2022年度を計画の始期とする中長期的な見通しの事業計画として策定する。

社会福祉法人運営と、それらが行う事業を巡っては、国等の財政悪化による社会保障費の抑制、超高齢社会の到来による福祉ニーズの多様化・複雑化、福祉の担い手である人材不足など、様々な課題を抱えており、さらには、新型コロナウイルス感染症の流行により、これまで取り組まれていた福祉手法を見直し、新しい生活様式に応じた支援のあり方が求められるなど、大きな転換点にたたさされていると言われている。

こうした中、20年後、30年後を見通した上で、中長期的な計画を作成することは難しいが、今後の法人運営にあたっては、いかなる制度の変更にも柔軟に対応し、変化に強い組織体制を構築することが第一と考えている。社会福祉に対する文化、コンセプトを役職員一人ひとりが共有し、持続可能な発展や事業のブランド化などの過程を通じて、現在ある課題、そしてこれから発生する課題を先送りすることなく、各々の解決策を一つひとつ考えるという一連の活動を当たり前のこととして取り組む法人の文化をつくり、よくトレーニングされた人材を確保、育成することが重要である。

福祉事業（制度）は、措置から契約に基づく制度に変わったが、事業の実施にあたっては、法令に加え実施通知、QAといったものに縛られ、規制改革がうたわれているものの実施者の自由度や裁量はそれほど大きくはなっていない現状にある。このため制度の改変は、事業運営に大きな影響を与えることとなり、結果として3年ごと（制度の短期間の計画）に翻弄されてしまう現状にある。また、一方で、短期間に成果を上げなければならない財政上の仕組みなど、制度上の課題、仕組みのしずみが存在する。

こうしたことを総て織り込み済みのこととして（解決すべき課題は常在している。）事業運営を行い、持続可能な発展計画の下、必要に応じて人材の流入を図り、容易に倒れない安定的な法人スケールを確保し、持続発展を続ける文化を醸成する。これに対応できる人材は資本（ヒューマンキャピタル）とも言え、このヒューマンキャピタルを十分に確保することができれば、今後発生するどのような難局も乗り越えることが可能であると考えこの計画を策定した。

2 計画期間

2022年度（2022年4月1日）から2026年度終了時（2027年3月31日）までの5年間

3 計画策定にあたっての考え方

（1）現状、或いは、今後求められるもの

この計画の期間は5年間であるが、法人として、20年後、30年後どのような形を目指すかということを見通す必要がある。ただ単に現状の事業をどのように継続させるのかということだけではなく、その時々々の社会、経済状況の変化、制度の改変等に柔軟に対応し、持続可能な発展に資するという視点で、今後の法人が進む方向を考えなければならない。

20年後である2042（令和24）年、30年後である2052（令和34）年の人々の生活、地域のあり様を規定する要因としては、「超高齢社会、少子・人口減少社会の継続」に伴う「大介護時代の到来」、「高齢者の社会的排除の広がり」、「単身高齢世帯の標準化」、「元気な高齢者の増加」、「高齢者ニーズの多様化と就労」、「超高齢女性の増加、女性高齢者の貧困」等の課題が生じるとされており、その他「従来の家族の変容、崩壊」、「自治体の「消滅」と統合」、「「支える側」が支えられ、「支えられる側」が支える側に（二分法の終了）」、「空き家の増加」、「ジェンダ－格差の解消」、「共助の発展」など地域のあり方のみならず、今後の福祉のあり方、社会福祉法人の役割が大きく変化せざるを得なくなるものと考えている。

さらに、新型コロナウイルス感染症による新たな生活様式が定着していくと、産業構造やサプライチェーンのあり方、東京一極集中の是正や地方創世といった国土構造、そして地域社会のあり方にも大きな影響を及ぼしていく可能性がある。

保健・福祉分野で広がりを見せていた「寄り添う」、「集う」といった活動が困難（敬遠されること）となり、オンラインによる支援、フードパントリーや戸別訪問、宅配食（集合した会食から、アウトリーチへ）といった新たな形態や方法が進んでいくものと考えられる。一方で、エッセンシャルワークの重要性が注目されてきており、福祉・介護職場においても人材の確保・育成面での良い影響があることが期待される。

また、この度の巨額の予算を伴う一連の新型コロナウイルス感染症対策は、財政面で公債依存度を高めており、今後、財政健全化の要請が高まっていくことが予想される。このため、社会保障費全体について抑制傾向が長期にわたり強まるものと考えられることから、各福祉事業・公益事業の運営については、財政的に厳しい状況が続くものと思われる。

（2）人生100年時代に向けて（新たな視点、これまでにない福祉の視点）

高齢社会（超高齢社会）が重要な課題と言われて久しいが、「人生100年時代」がもはや夢ではない中で、長い人生を一人ひとりが多様なライフプランを描きながら、生きがいをもって暮らしていくことが出来る地域社会の構築がますます重要性を増している。

現在、「健康寿命の延伸」、「生涯現役の就労と社会参加の実現」の二つは、重要な政策課題となっており、2040（令和22）年には、100歳までの生存確率は男性で6%、女性では20%と推定されている。このことは、高齢福祉の分野だけではなく、児童福祉、障害福祉など総ての福祉分野において、大きな影響を及ぼすものと考えられる。

地域とともに福祉事業を展開してきた法人として、その実績を糧として今後の事業展開を進めるうえで、「人生100年時代」の現実化は示唆をあたえるものと考えている。

総ての人々にとって、健康を維持していくことは、QOL（生活の質）の向上に加え、就労や社会参加にも繋がるものである。健康寿命の延伸に応じて、「人生100年時代」の生き方の多様性を確保し、「生涯現役の就労と社会参加の実現」を現実のものとするためには、地域において活躍できる体制（場）を構築することが必要となる。法人は、要介護、障害、難病など一人ひとりが抱える様々な事情に応じて、必要な支援を受けながら就労や社会参加の機会を得て尊厳が確保される生活を可能とする地域づくりを進めることを目指す。

(3) 人口の減少に対応

我が国では、本格的な人口の減少が進むと言われ、北海道においても顕著に進むものと予想され、道内で事業を展開する法人として、人口減少への対応は大きな課題となる。

道内においては、全道的に人口が減少している一方で、札幌市一極集中の状態がある。札幌市は、進学、就職、転勤などを契機として、道内市町村から稼働年齢層の転入がある一方で、85歳以上の転入者が医療機関等へのアクセスの良い場所を求めることや、道内各地から札幌市へ移り住んだ人たちが年寄いた親を呼び寄せているケースも多いと言われ2つの異なった世代の人口増加が続いている。なお、札幌市は、道内の市町村から若年層と後期高齢層を中心に人口を引き寄せているが、もともとの札幌市の住民が進学、就職などを機会に東京圏へ人口が流出する傾向にあり、その結果、人口の自然減と相まって、人口減は傾向となる見込みとなっている。

後期高齢者の割合の増加が進み、若者を中心として稼働年齢層が流出することで、福祉、介護需要は増加するものの、それに対応する労働力や就業者といった「担い手」の減少が、今後、懸念されることである。こうしたことから、持続可能な法人の発展を目指す上で、福祉・介護の人材の確保が大きな課題となるものと考えられ、その対策が必要となる。

また、札幌市以外の地域では、人口減少と高齢化がさらに進む（高齢化率が上がっても高齢者の人口そのものが減少する事態など）と考えられ、自治体の消滅といった事態が予想されている。こうした中で、サービス利用者の確保とサービスを提供するための人材の確保は、一層難しくなるものと考えられる。

一方で、新型コロナウイルス感染症が及ぼす影響として、テレワークの推奨や一極集中の是正と地方創生等が政策的に推進されるものと考えられ、これらの施策を取り入れるなどして人口減の地域における事業展開を柔軟に対応することも必要である。

4 現状での課題

(1) 現状の事業展開と課題

表1 現状の事業展開と課題

区分	現状	課題
児童福祉事業	札幌市内6保育園 定員620名	①待機児童減少への対応 ②保育園定員の見直しと認定こども園への移行 ③児童福祉分野における新たな取り組み ④社会貢献事業の定着

区 分	現 状	課 題
障害福祉事業	喜茂別・倶知安地区 施設入所 定員60名 生活介護 定員50名 就労支援B 定員25名 共同生活援助 定員30名 共同生活住居 6箇所 指定特定相談事業	①今後の事業展開の方向性 ニーズ把握と新たな取り組み、 地域との連携（地域の期待、 地域貢献、法人間の連携） ②倶知安地区における自治体、社 会福祉法人との連携による事業 展開、整備の検討
	札幌地区 多機能型事業所 1箇所 共同生活援助 定員100名 共同生活住居 19箇所	①今後の事業展開の方向性 ニーズ把握と新たな事業の取 り組み、地域との連携（地域 貢献、法人間の連携役割分担） ②共同生活住居の整備
	芦別地区 多機能型事業所 1箇所 共同生活援助 定員60名 共同生活住居 13箇所	①今後の事業展開の方向性 ニーズ把握と新たな取り組み、 地域との連携（地域の期待、 地域貢献） ②共同生活住居の整備
高齢福祉事業	札幌市内 特別養護老人ホーム定員80名 軽費老人ホームA型定員50名	①軽費老人ホームの移転改築と新 たな事業展開 ②両施設の連携による運営の安定化 ③共生型事業への取り組み、札幌 地区以外での取り組み ④「人生100年時代」に向けた 取り組み
社会貢献事業	障がい者・生活支援センター 1箇所 介護予防センター（札幌市委託事 業） 1箇所	①今後の事業展開の方向性 ニーズ把握と新たな取り組み ②事務所移転の検討
法人本部	保育施設に併設、事務部門の集約	①法人事業の拡大にともなう機能 強化

5 課題解決の方向

(1) 法人の強みを活かした事業展開（法人のブランド化（ブランディング））

法人運営を持続可能な発展、安定的運営を継続するためには、サービスを提供する利用者とそれを支える人材の確保が何より重要となる。福祉、介護に関するニーズも変化してきていることもあり、「サービスを提供してくれるなら何処でも良い。」、「入所（園）できるなら何処でも良い。」から「気に入ったところでなければ利用しない。」、「気に入ったところが空くまで待つ。他をさがす。」という傾向が強くなってきている。事業を展開する上で、地域社会で今後生じる多様なニーズの総てに対応することは理想ではあるが、限られた人材、財源での事業展開を強いられている中で、他の社会福祉法人やNPO、行政等との役割分担を考慮して、当法人でしか対応できないもの、法人が得意とするものだけに特化していくこと（メリハリをつけること。）が、利用希望者から気に入られる（満足度の高い）施設・事業所となる上で、効果的、効率的であり、競合関係との間で有利であると言える。

表2 ブランディングと期待される効果

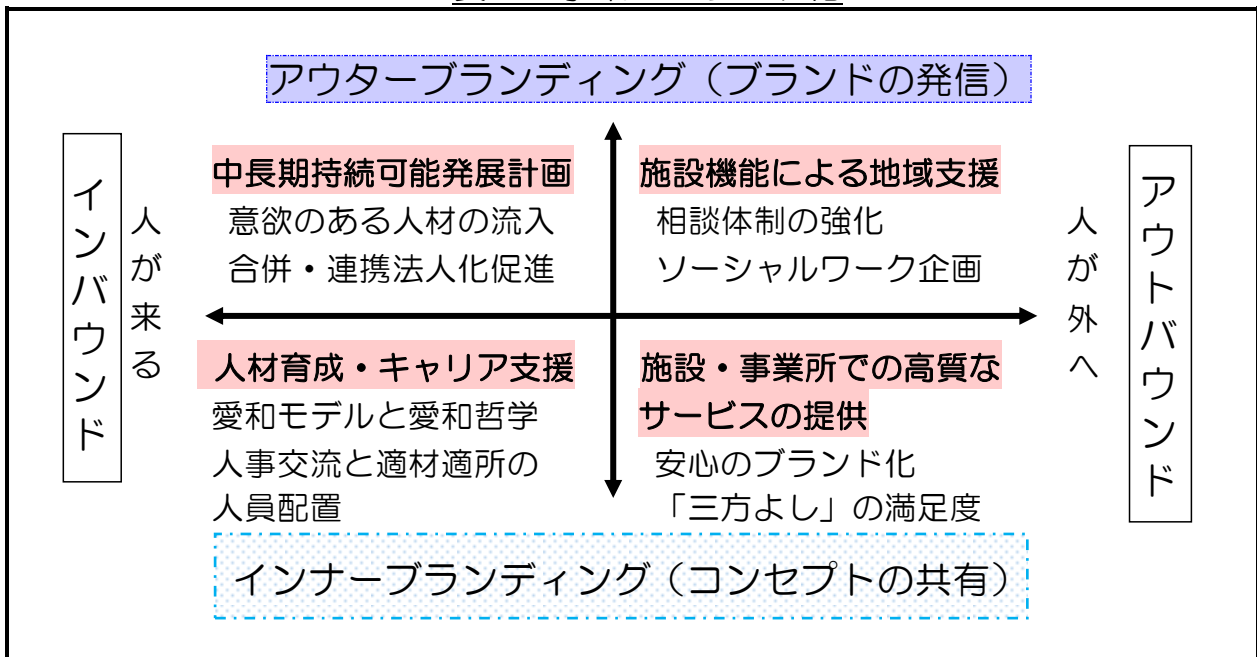
企業（法人）戦略などで、ブランディングとは、消費者（利用者）に商品・サービスに対して共通のイメージを持たせること。4つの効果が期待できるとされている。

- 1 競合との差別化ができる。
- 2 顧客（利用者）のロイヤリティにより、長期的な売り上げ（サービス利用者）の確保が出来る。
- 3 ブランド自体に価値があるので高い利益率（利用率）が得られる。
- 4 知名度が上がり、企業（法人）の調達力も上がる。

※4については、自社（法人）のイメージを理解した人材が志望してくるようになり、人材確保にも大きく貢献すると言われている。

これは、法人の事業のブランド化（「愛和福祉会ブランド」を高める取組、ブランディング）を進めることでもある。ブランディングを福祉・介護の分野にも応用することにより、当法人が提供する福祉サービス、介護サービスの推進を通じて、表2の効果を現実のものとする。ブランディングが成功している企業の共通点は「自社（法人）の強みを正確に認識すること」が重要と言われ、さらには、表3の取組みにより、法人役職員一人ひとりが自分たちの「強み」を知り、施設、事業所のコンセプトを理解し、高質なサービスの提供とそれに応じたキャリア形成を進めることを目指すこととである。それには、法人としても持続可能な発展計画（理念）を持ち、事業の地域還元を通じてブランドを発信することが重要となる。

表3 事業のブランド化



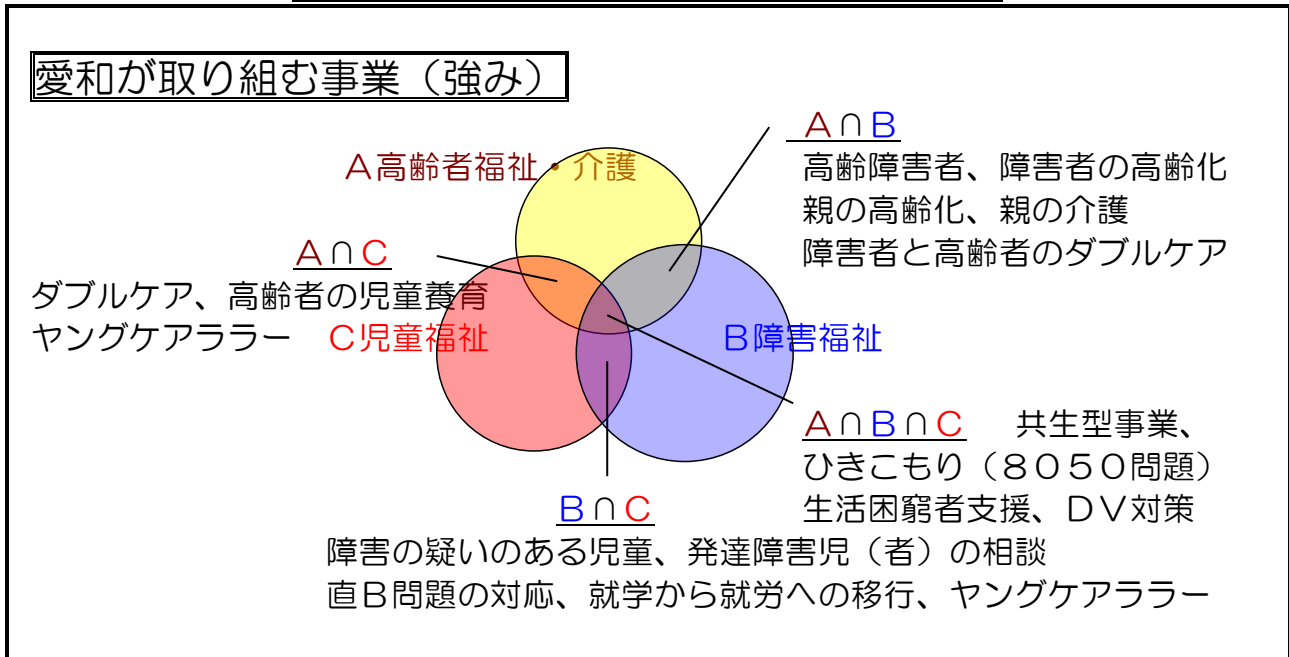
施設、事業所における高質なサービスの提供、すなわち個々の利用者に寄り添い、かつ個々の利用者のそれまでのライフ・スタイルに応じたサービスの提供は、これまでも、そしてこれからも法人が提供してきたものであり、今後も提供するものである。

このことについては、高い評価を得ているところもあり、法人にとってのブランドとなっているとも言える。長期にわたり、高齢者・介護福祉、障害者福祉、児童福祉サービス等の三種類のサービスを提供してきた実績は、法人としての「強み」と言える。表3は新規事業と既存事業の分けなく法人事業の実施にあたっては、インナーブランディング（コンセプトの共有）とアウトブランディング（ブランドの発信）を両輪として推進していくことを図示した。

(2) 法人の強みを活かした事業展開

社会問題化している表4の課題は、複数の分野が錯綜して課題を複雑化し、解決に関わる分野が多数となるため、互いに連携することが充分に出来ずにいる。3つの分野の事業を展開している当法人だからこそ、解決に向けた活動に踏み出すことが出来る問題でもあると言える。

表4 愛和福祉社会が強みとして取り組む事業



(3) 研修・研究体制の充実

事業展開の検証を含め、複数の課題を抱えた問題、一つの部門では解決できない問題、処遇困難なケースへの対応などについて研修の体制を構築、強化し、積極的に研究活動を推進する。

役員研修、キャリア別研修（幹部職員、役職別、新任職員、中堅職員等）、専門職研修（看護職員、栄養士、事務職員等）の体制を整備する必要がある。また、外部研修を有効に活用する。

さらに、研修やキャリアアップ支援履歴の管理をシステム化することで、職員が目標を設定しやすい体制を推進する。

(4) 公益事業の展開と連携

当法人では、公益事業として、障害者就業・生活支援センター事業、介護予防支援センター事業、相談事業の3事業を実施している。

①障害者就業・生活支援センター事業「たすく」

障害者就業・生活支援センター事業所は、北海道からの委託事業として全道で11カ所が指定されており、雇用と福祉の両サイドから障害者の就労を通しての自立を支援している。「たすく」は、北海道の中心地である札幌において指定されている唯一の事業所として、中心的な役割を担うことで、法人としての地域貢献の重要な部分を担っている。地理的な特性を踏まえ、支援の質を上げるための新たな取り組みを検討する必要がある。

②介護予防支援センター事業

東区元町地区において札幌市からの委託事業として介護予防支援センター事業を実施している。

法人が実施する高齢者事業の中で、唯一在宅高齢者を対象とした事業であり、法人の地域還元事業として、引き続き元町地区での事業継続を進める。

③相談事業

児童福祉部門において、2022年度から相談事業の体制を整備した。相談実績を蓄積していく中で、充実拡大を図る。

また、ダブルケア、ヤングケアラーなど複数の分野にまたがる相談、既存の縦割りで相談体制では解決できない相談などに取り組む。三分野のサービス部門の事業展開を行っている愛和福祉会であればこそ可能となる事業展開を進める。

4 重点事項

5年間の計画期間内に取り組みを行う重点事項は、次のとおりとする。

区 分	重 点 事 項
(1) 法人ガバナンスの強化	<p>前期計画においては、取り組まなければならない重点事項として「社会福祉法人改革の対応とガバナンスの確立」を図ることとし、社会福祉法人改革に対応した理事会、評議員会体制等を確立させた。これらをもとに、さらに一層の法人ガバナンスの充実、強化を進める。</p>
① 役員体制の充実強化	<p>法人ガバナンスを強化する上で、理事会、評議員会機能の強化、充実は必須であり、法人の発展に応じた役員体制の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 理事定数の増 1名(6名から7名) イ 評議員定数の増 1名(7名から8名) ウ 監事機能強化 エ 役員待遇の見直し
② 法人本部機能の強化	<p>法人の発展に伴い、組織が拡大し、職員数も増加する。そのため法人の発展に応じ、法人の理念や目標を実現させるための組織やそれを支える人材の確保が必要となり、法人の発展計画に応じた組織づくりと人材育成を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 経営戦略、企画機能 <ul style="list-style-type: none"> 法人全体を俯瞰する視点に立った経営戦略、企画機能の充実 (ア) 運営会議、幹部会議等各種会議の充実 (イ) プロジェクトの設置 (ウ) 経営企画、計画管理部門の設置 (エ) 法人本部の移転 (オ) 効率的な財務運営 イ 人事人材育成機能 <ul style="list-style-type: none"> 職員数の増加、事業の拡大、新しい取り組みに応じた、適切な人事管理、人事評価、継続的に行う人材育成など、人事管理と労務管理が適切に融合した人材マネジメントを確立させる。 (ア) 人事管理（経歴、評価、育成・キャリアアップ）のシステム化

区 分	重 点 事 項
(1)法人ガバナンスの強化 ②法人本部機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> (イ) 事業目的達成のための組織確立 (ウ) 総合的な職員相談機能の充実（各種ハラスメント、健康労務管理等） (エ) キャリアアップ、人材育成支援の充実（奨学金、資格取得支援等） (オ) 職員研修体制の充実（幹部研修、職階別研修、専門職研修、外部研修の活用） (カ) 人事・人材育成部門の設置 (キ) 人材育成の一環としての研修体制の充実 (ク) 職員表彰、提案の制度化 ウ コンプライアンス、SDGsの推進 <ul style="list-style-type: none"> (ア) コンプライアンス及びSDGsに関する研修の実施 (イ) 諸規程の見直しと整備 (ウ) コンプライアンス推進部門（内部審査機能）の設置 エ 事務局機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> (ア) ペーパーレス化、事務デジタル化の推進 (イ) 情報管理、情報発信機能の充実 (ウ) 事務マニュアルの作成、事務指導機能の充実
(2)児童福祉事業の取り組み	<p>保育分野において、これまで積み上げてきた実績をもとに、社会、経済状況の変化に応じた新たな取り組みを進める。</p>
①保育所整備の検討	<p>2025年には待機児童がゼロになると言われているが、新型コロナウイルス感染症の影響で出生数の減少に拍車がかかった状態になっている。札幌市においては一定数のかくれ待機児童がいると見込み認可保育所の定員の増を図ることとしている。</p> <p>国の子ども・子育て支援の新制度では、消費税の引き上げにより確保された財源を「量的拡充」と「質の向上」に分け事業を展開しているが、少子化による児童数の減少からくる待機児童の減少などにより「量的拡充」事業は長期的には縮小されるものと考えられるが、「質の向上」事業は継続性が高いものと考えられ積極的に活用する視点を持ちながら6保育園の整備、検討を進める。</p> <p>「質の向上」事業として、減価償却費への対応などもあることから、現行の建物の老朽化の進行度合い、償却期間の終了を絶対条件とはせず幅広い観点で改築等を進めることとする。</p> <p>その条件として、</p>

区 分	重 点 事 項						
(2)児童福祉事業 の取り組み	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="204 360 416 831">①保育所整備 の検討</td> <td data-bbox="416 360 1441 831"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>ア 地域に引き続き一定の需要が見込まれること(需要が現行より縮小していれば定員の減等の小規模化を考慮)</p> <p>イ 用地の確保が可能であること</p> <p>ウ 認定子ども園としての、補助金が見込まれること</p> </div> <p>の3条件をクリアできるものから整備を進めることとする。 計画期間中、条件に適合するものに対し随時検討、整備を進める。 また、他の児童福祉事業(放課後児童クラブ、児童デイサービス等)、共生型事業との組み合わせの可能性も検討する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 831 416 965">②定員増需 要への対応</td> <td data-bbox="416 831 1441 965"> <p>愛和えるむ保育園の定員増の整備 法人本部移転後のスペースを有効に活用し、愛和えるむ保育園への保育需要に応えるため定員の検討と受け入れ増の整備を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 965 416 1093">③地域貢献 事業への取り 組み</td> <td data-bbox="416 965 1441 1093"> <p>ア 相談事業の充実強化 イ 地域貢献活動の検討</p> </td> </tr> </table>	①保育所整備 の検討	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>ア 地域に引き続き一定の需要が見込まれること(需要が現行より縮小していれば定員の減等の小規模化を考慮)</p> <p>イ 用地の確保が可能であること</p> <p>ウ 認定子ども園としての、補助金が見込まれること</p> </div> <p>の3条件をクリアできるものから整備を進めることとする。 計画期間中、条件に適合するものに対し随時検討、整備を進める。 また、他の児童福祉事業(放課後児童クラブ、児童デイサービス等)、共生型事業との組み合わせの可能性も検討する。</p>	②定員増需 要への対応	<p>愛和えるむ保育園の定員増の整備 法人本部移転後のスペースを有効に活用し、愛和えるむ保育園への保育需要に応えるため定員の検討と受け入れ増の整備を行う。</p>	③地域貢献 事業への取り 組み	<p>ア 相談事業の充実強化 イ 地域貢献活動の検討</p>
①保育所整備 の検討	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>ア 地域に引き続き一定の需要が見込まれること(需要が現行より縮小していれば定員の減等の小規模化を考慮)</p> <p>イ 用地の確保が可能であること</p> <p>ウ 認定子ども園としての、補助金が見込まれること</p> </div> <p>の3条件をクリアできるものから整備を進めることとする。 計画期間中、条件に適合するものに対し随時検討、整備を進める。 また、他の児童福祉事業(放課後児童クラブ、児童デイサービス等)、共生型事業との組み合わせの可能性も検討する。</p>						
②定員増需 要への対応	<p>愛和えるむ保育園の定員増の整備 法人本部移転後のスペースを有効に活用し、愛和えるむ保育園への保育需要に応えるため定員の検討と受け入れ増の整備を行う。</p>						
③地域貢献 事業への取り 組み	<p>ア 相談事業の充実強化 イ 地域貢献活動の検討</p>						
(3)障害福祉事業 の取り組み	<p>地区ごとに発展プランを作成することにより、地域における持続可能な事業展開を進める。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="204 1182 416 1406">①札幌地区</td> <td data-bbox="416 1182 1441 1406"> <p>ア 札幌地区は社会資源が充実している地域であり、サービスの提供にあたっては競合関係にある事業所が多数存在する。これまでの事業実績を踏まえ、どのような分野を伸ばすべきか、得意な分野のプランディングという観点でプランを作成する。</p> <p>イ 札幌地区における需要増の分野の整備</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1406 416 1697">②後志地区</td> <td data-bbox="416 1406 1441 1697"> <p>ア 喜茂別、倶知安地域及びその近隣地域の障害福祉ニーズに応える必要から地域において不足しているサービス、ニーズに応え切れていないサービス等を法人の責務として取り組む観点でのプランを作成する。</p> <p>イ 倶知安地区の中学校跡地利用の課題や他の法人などとの連携についても検討</p> </td> </tr> </table>	①札幌地区	<p>ア 札幌地区は社会資源が充実している地域であり、サービスの提供にあたっては競合関係にある事業所が多数存在する。これまでの事業実績を踏まえ、どのような分野を伸ばすべきか、得意な分野のプランディングという観点でプランを作成する。</p> <p>イ 札幌地区における需要増の分野の整備</p>	②後志地区	<p>ア 喜茂別、倶知安地域及びその近隣地域の障害福祉ニーズに応える必要から地域において不足しているサービス、ニーズに応え切れていないサービス等を法人の責務として取り組む観点でのプランを作成する。</p> <p>イ 倶知安地区の中学校跡地利用の課題や他の法人などとの連携についても検討</p>		
①札幌地区	<p>ア 札幌地区は社会資源が充実している地域であり、サービスの提供にあたっては競合関係にある事業所が多数存在する。これまでの事業実績を踏まえ、どのような分野を伸ばすべきか、得意な分野のプランディングという観点でプランを作成する。</p> <p>イ 札幌地区における需要増の分野の整備</p>						
②後志地区	<p>ア 喜茂別、倶知安地域及びその近隣地域の障害福祉ニーズに応える必要から地域において不足しているサービス、ニーズに応え切れていないサービス等を法人の責務として取り組む観点でのプランを作成する。</p> <p>イ 倶知安地区の中学校跡地利用の課題や他の法人などとの連携についても検討</p>						

区 分	重 点 事 項
(3)障害福祉事業の取り組み	
③中空知地区	<p>ア 芦別地域とその近隣地域の障害福祉ニーズに応える必要から地域において不足しているサービス、ニーズに応え切れていないサービス等を法人の責務として取り組む観点でのプランを作成する。</p> <p>イ 作業所「大地」の方向性の検討</p> <p>ウ 地域貢献事業への取り組み</p>
(4)高齢福祉事業の取り組み	<p>懸案である慈照ハイツの移転改築（発展的整備）を推進し、現実化を図る。</p>
①栄町地区の整備促進	<p>ア 慈照ハイツの移転整備に伴う事業発展に取り組む。 （ア）新形態の事業展開に応じた人材の育成、確保 （イ）利用者確保方策の検討</p> <p>イ 共生型事業の展開 障害福祉分野、児童福祉分野との共生による事業の整備に取り組む。</p> <p>ウ 在宅サービスとの連携の受け皿づくり これまでの高齢者福祉施設経営の実績を基に、在宅と施設の橋渡し（支援の連続性を活かせる）機能、幅広い相談に応じられる機能などの整備に取り組む。</p> <p>エ SDGsを具現化する施設設備 脱炭素化、省エネルギーなどの設備整備に積極的に取り組む。</p>
②事業所間連携の促進	<p>ア 事業所間（特別養護老人ホームセボラ・コリーナと軽費老人ホーム慈照ハイツ（新規整備施設））を進め、双方の経営の安定化を図る。</p> <p>イ 人事交流の促進、合同研修等の実施</p>
(5)公益事業、社会貢献事業の取り組み	<p>社会福祉法人の責務として積極的な取り組みを進める。</p>
①生活支援事業、ボランティア育成事業	<p>ア 高齢者、障害者が地域で暮らし続けるためには、福祉・介護サービス以外の生活に係わる様々なサービスの提供が必要となる。そのためのNPO法人などとの積極的な連携を行う。</p> <p>イ 「支えられる側から支える側へ」の受け皿として、ボランティアに対する育成、マネジメント活動</p>

区 分	重 点 事 項
(5) 公益事業、社会貢献事業の取り組み	
② 新たな形態の地域活動	<p>ア ポストコロナ、withコロナにおけるソーシャルワークの手法を用いての新たな地域へのアプローチの検討</p> <p>イ 触れ合い、支えあい活動を感染症等のリスクを考慮した新しい形態の活動を検討</p>
(6) NPO法人の設立、連携法人等の取り組み	<p>高齢者、障害者が地域生活を続けるためには、生活支援が大きな役割を担うとされており、その受け皿として生活支援事業推進体制の整備に取り組む。</p> <p>また、社会福祉法人間の連携強化に取り組む。</p>
① NPO法人の設立	<p>生活支援事業、ボランティア育成事業、新たな形態の地域活動を行う上で、法人と連携し事業の受け皿となるNPOを設立支援する。</p>
② 連携法人制度の活用等	<p>ア 近隣の法人との災害時支援協定等の連携の強化を進める。</p> <p>イ 社会福祉法人連携法人制度を活用するなどして、法人間における研修、人事交流、共同発注、資金補償などを行う法人間の連携を進める。</p> <p>ウ 社会福祉法人連携法人の設立について検討する。</p>